

甲州市公告第 8号

公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和3年6月10日

甲州市長 鈴木 幹夫



1 業務名

甲州市観光パンフレット作成業務

2 業務の目的

改訂から 10 年以上が経過した甲州市の観光パンフレットを全面的に改め、最新の甲州市の魅力や情報を分かりやすく掲載するとともに、他の情報との連携やインバウンドへの対応も可能な時代の ニーズに合った観光パンフレットを作成する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年年3月18日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日現在で、本市が規定する入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 甲州市内に事業所を置く法人にあっては、公告日において納期限が到来している甲州市税を完納していること。
- (6) 国税(法人税(個人にあたっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完

納しており、受注候補者となった場合には、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 直近5ヵ年以内に、本案件に類似する作成業務等を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。
- (9) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

## 5 手続き

甲州市観光パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり。

※実施要領は、甲州市のホームページに掲載しています。また、甲州市観光商工課窓口に備え付けてあります。

## 6 担当部署

甲州市観光商工課 観光企画・宣伝担当 坂本

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地1

Tel 0553-32-5091(課直通) Fax 0553-32-5174

メールアドレス:kankou@city.koshu.lg.jp